

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月24日  
照会部署名 南関東ブロック厚年適用グループ  
照会担当者 スタッフ職 杉田一彦  
連絡先 [REDACTED]  
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認 川合

(案件)

(受付番号) No. 2010-426	支払基礎日数等の取り扱いについて
------------------------	------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

標記の件に関して、下記のとおり疑義があるため照会します。

【疑義1】

夜間勤務者及び短時間正社員の支払基礎日数は、以下の事例1～3の通り、暦日単位で数えて差し支えないでしょうか。

なお、以前東京事務局より社会保険庁へ照会した際には、日雇特例被保険者の保険料の取扱い（昭和29年2月1日保文発1280号）と同様に解釈して、暦日単位で数えるべき、との回答を得ていることを申し副えます。

【疑義2】

以下の事例3のような短日勤務の短時間正社員の定時決定について、4・5・6月の各月の支払基礎日数が17日未満であった場合、従前の報酬月額を適用するのではなく、現に4・5・6月に支給された報酬月額を適用する等の方法により保険者算定を行なって差し支えないでしょうか。

なお、従前の報酬月額をもって保険者算定をした場合には、定時決定及び隨時改定による標準報酬の変更が全く行なわれないため、資格喪失するまで資格取得時の標準報酬月額で継続されることとなり、実態とかけ離れた状況になる可能性が大きいため、妥当な取扱ではないと考えます。

<事例 1>

日をまたぐ夜間勤務者の事例における支払基礎日数の考え方

☆ 週3回(月・水・木)勤務で1回の勤務は12時間(22:00~翌日10:00)である者の平成21年4月の出勤は、以下の表の通り。

以下の表によると、4月の1,2,3,6,7,8,9,10,13,14,15,16,17,20,21,22,23,24,27,28,29,30日の合計22日分に対して給与が支給されているため、4月分給与の支払基礎日数は22日となる。

なお、給与計算上、事業所が14日分(出勤の回数)の給与を支給しているため支払基礎日数も14日としてしまうと、支払基礎日数が17日未満となり、算定・随時改定ができず適正な標準報酬の決定ができなくなってしまう。

水	木	金	土	日	月
火					
1日	2日	3日	4日	5日	6日
22時出 10時退	22時出 10時退			22時出 10時退	
8日	9日	10日	11日	12日	13日
22時出 10時退	22時出 10時退			22時出 10時退	
15日	16日	17日	18日	19日	20日
22時出 10時退	22時出 10時退			22時出 10時退	
22日	23日	24日	25日	26日	27日
22時出 10時退	22時出 10時退			22時出 10時退	
29日	30日	5月1日			
22時出 10時退	22時出 10時退				

<事例2>

日をまたぐ夜間勤務者の事例における支払基礎日数の考え方

☆ 週3回(月・水・木)勤務で1回の勤務は8時間(22:00~翌日6:00)である者の平成21年4月の出勤は、以下の表の通り。

以下の表によると、1,2,3,6,7,8,9,10,13,14,15,16,17,20,21,22,23,24,27,28,29,30

日の合計22日に対して給与が支給されているため、4月分給与の支払基礎日数は22日となる。

水	木	金	土	日	月
火					
1日	2日	3日	4日	5日	6日
22時出 6時退	22時出 6時退			22時出 6時退	
8日	9日	10日	11日	12日	13日
22時出 6時退	22時出 6時退			22時出 6時退	
15日	16日	17日	18日	19日	20日
22時出 6時退	22時出 6時退			22時出 6時退	
22日	23日	24日	25日	26日	27日
22時出 6時退	22時出 6時退			22時出 6時退	
29日	30日	5月1日			
22時出 6時退	22時出 6時退				

<事例3>

短日勤務の短時間正社員の事例における支払基礎日数の考え方

★ 週3回（月・水・木）勤務で1回の勤務は8時間（9：00～翌日18：00）である者の平成21年4月の出勤は、以下の表の通り。

以下の表によると、4月の1,2,6,8,9,13,15,16,20,22,23,27,29,30日の合計14日に対して給与が支給されているため、4月分給与の支払基礎日数は14日となる。

水	木	金	土	日	月
火					
1日	2日	3日	4日	5日	6日
9時出 18時退	9時出 18時退			9時出 18時退	
7日					
8日	9日	10日	11日	12日	13日
9時出 18時退	9時出 18時退			9時出 18時退	
14日					
15日	16日	17日	18日	19日	20日
9時出 18時退	9時出 18時退			9時出 18時退	
21日					
22日	23日	24日	25日	26日	27日
9時出 18時退	9時出 18時退			9時出 18時退	
28日					
29日	30日				
9時出 18時退	9時出 18時退				

(回答)

夜勤勤務者で日を跨いで労務に就いている場合の支払い基礎日数については、当該者の給与の支払い（月給、日給、時給）に応じて厚生労働省より見解が示されているので、「【厚年指 2011-174】定時決定及び随時改定の取扱い」をご参照されたい。

また、短時間正社員はフルタイムの正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員であり、平成18年5月12日庁保険発第0512001号通知による短時間就労者と同様に扱うこととなる。

回答日 平成23年5月31日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東